

○西海市中小企業社宅整備支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、就労環境の改善や幅広い人材確保を促進するため、西海市内（以下「市内」という。）の中小企業者による新たな社宅整備に対し、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する中小企業者
- (2) 社宅 自ら雇用する労働者を居住させることを目的とした新たに市内に設置する戸建て又は共同住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する中小企業者
- (2) 補助金の申請をおこなった日の属する年度内に事業を完了できる者
- (3) 市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象要件及び補助額等)

第4条 補助対象要件及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 社宅に係る整備の概要を明らかにした図面、位置図
- (2) 収支予算（精算）書（様式第2号）又はこれに準じる書類
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- (4) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更及び変更決定等）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後、当該申請に係る内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金交付変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく変更申請があったときは、その内容を審査し、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（施工時の確認等）

第7条 市長は、補助事業を適正に遂行するため、補助対象工事の状況等を施工の現場において確認又は指導することができる。

2 補助事業者は、補助事業の遂行の状況等に関し、市から要求があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに西海市中小企業

社宅整備支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算（精算）書（様式第2号）又はこれに準じる書類
 - (2) 建物完成図
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証（写）
 - (4) 建物の表示登記済証（写）
 - (5) 次に掲げる完成写真
 - ア 外観2面
 - イ 各室内観、屋外附帯設備
 - (6) 建物、附帯設備等の工事内訳書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （補助金額の確定及び請求）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定した上、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助事業者は、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定について、全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の執行が著しく適正を欠くと認められたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他この告示の規定に違反したとき。

(利用状況の報告)

第11条 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた社宅（以下「対象社宅」という。）の利用状況について、西海市中小企業社宅整備支援事業補助金利用状況報告書（様式第10号。以下、「状況報告書」という。）により補助金交付日の属する年度を含め毎年4月末までに10年間報告しなければならない。ただし、従業員が対象社宅に入居している期間が、補助金交付日から通算5年を経過した補助事業者については、その後は報告を要しないものとする。

2 前項によるほか、対象社宅に居住する従業員に変更があった場合も、状況報告書により報告しなければならない。

(事後調査)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助金交付の効果を把握するため事後調査をすることができる。

2 補助金の交付を受けた補助事業者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業完了の日から10年間は、対象社宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、災害その他の理由により、対象社宅を引き続き管理をすることが困難であると市長が認めたときは、対象社宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

(地位の承継)

第14条 補助事業者が、管理期間中であって、次に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が地位承継承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、この告示による補助事業者の地位を承継することについて、承認を受けなければならない。この場合において、第14条第1号から第3号まで、及び前条の規定は、当該補助事業者の地位を承継した者について準用する。

(1) 法人である補助事業者が合併等をした場合 合併等により設立された法人

(2) 補助事業者が社宅を譲渡した場合 その譲受人

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象要件及び補助額等

補助対象要件	補助対象経費	補助額等	その他要件
4戸以上の戸建て住宅又は1棟当たり4戸以上の共同住宅であること。ただし1戸当たりの床面積が20平方メートル以上に限る	市内の社宅整備の新築工事に係る建築費及び附帯工事・建物本体に附帯する償却資産の取得に係る経費	1戸当たり40万円とし、1事業当たり400万円を限度とする	(1)当該社宅の入居者は、西海市民であること、又は西海市民となること (2)関係法令（条例を含む。）に適合した建築物であること